

市会におけるハラスメント防止の取組（主な論点等）

	論 点	参 考（他都市議会の事例等）
1	【取組の基本的方向】 「市会におけるハラスメント防止」に関するルール作りの手法（条例化の有無など）	【他都市議会におけるハラスメント防止に関する条例の制定状況】 ○186 自治体（令和 8 年 6 月時点で確認できるもの） ・ 福井県、大阪市、目黒区、世田谷区、渋谷区ほか ・ 神奈川県内：鎌倉市、藤沢市、大和市、二宮町、開成町
2	【適用範囲】 適用対象の範囲（誰から誰に対する行為に対して条例を適用するか）	【例】 ※都市により適用範囲（組み合わせ）は様々 （1） <u>議員</u> → <u>議員</u> （2） <u>議員</u> → <u>職員</u> （3） <u>議員</u> → <u>職員</u> 及び <u>職員</u> → <u>議員</u> （4） <u>議員</u> → <u>受託業者</u> 等
3	【対象行為】 対象とするハラスメント行為の類型	【代表的な類型（内閣府、他都市）】 （1）セクシュアルハラスメント （2）パワーハラスメント （3）妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント （4）その他のハラスメント（誹謗、中傷等）
4	【相談者（申出人）の範囲】 相談窓口へ相談できる者の範囲	【例】 （1）当事者（ハラスメント行為を受けた者）のみに限定 （2）当事者のほか、ハラスメント行為の目撃者やハラスメント行為を把握した者も含める（議員・職員・受託業者等）

	論 点	参 考（他都市議会の事例等）
5	【相談対応～被害防止措置決定の対応】 相談者への対応から措置を決定するまでの流れ（第三者性の担保、議員の関与のあり方）	想定される流れ：相談対応⇒調査⇒認定⇒措置 【大阪市】 （１）外部相談窓口（弁護士等）における相談対応（受付（→議長による調査実施可否決定）・調査・認定 （２）正副議長・会派推薦等議員で構成される会議（審査会）の議を経て、議長による措置決定 【渋谷区】 （１）外部相談窓口（弁護士等）における相談対応（受付・調査・指導助言等） （２）第三者（弁護士）で構成される対策委員会における調査・認定・措置の答申 （３）正副議長・会派代表等の議員で構成される会議（幹事長会）を経て、議長による措置決定
6	【被害防止措置等】 ハラスメント行為と認められる行為があった場合等における措置の内容・スキーム	【大阪市】 （１）議長による措置（注意喚起・中止の求め・勧告） ↓ ※（１）に従わない場合等 （２）議長による氏名等の公表 【渋谷区】 ○外部相談窓口での指導・助言→問題解決のための必要な措置（議長による氏名等の公表等）
7	【相談者等保護】 相談者（申出人）等の保護メニュー	【例】 （１）相談者・調査関係人へのプライバシー保護、守秘義務 （２）相談したこと等を理由とした不利益取扱いの禁止
8	【その他規定事項】 上記のほか規定すべき事項	【例】 （１）議長の責務、議員の責務（ハラスメント行為の禁止等） （２）研修等の実施 （３）調査協力義務 （４）被申出人の意見陳述、証拠提出の機会の確保 （５）議長等の職務代行